

2008年11月4日
大和総研制度調査部
吉井 一洋

「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」へのコメント

全体へのコメント

- ◎ 有価証券の保有目的は、通常、企業が有価証券を保有するときには決まっているはずであり、途中でこれを変更することを認めることは、企業の恣意的な会計操作につながりかねず、慎重な議論が必要である。論点整理の第7項(2)にあるように、同一銘柄について異なる保有目的区分で保有することも認められていることから、その一部だけ振り替えることができるとすると恣意性は避けられなくなる。
- ◎ 時価会計の目的の一つとして、企業（特に金融機関）が含み益が出ている有価証券を売却して利益を出す一方で、含み損が出ている銘柄は保有し続けるという取引を行なうのを抑制し、財務内容が毀損していくのを防止するといったことがあった。しかし、分類の変更を安易に認めると、減損が必要なまでではないものの、価格が下落している債券の分類を変更し、損益又は純資産に価格の下落が反映されないようにする処理が頻発する可能性がある。そのような処理が行われれば、企業は含み損を抱え込むことになり財務内容は毀損していく。
- ◎ 会計基準は通常時も、異常時（危機時）においても、基本的に同じ内容のものを適用しないと、その会計基準に従って算定された利益や純資産等が、企業の業績や財政状態の尺度となりえない。危機においてこそ投資家は会計情報にセンシティブになるものであり、危機のときに企業にとって不都合な情報の表示・開示を回避できるように基準を変えてしまったのでは、基準の役割を果たせない。
- ◎ 現在のような状況だからこそ、投資家は問題のある商品等をどれだけ保有し、どれだけその内容が毀損しているか、市場価格の下落等によりどれくらい業績や財政状態が影響を受けるのかを知りたい。それを隠す処理を許容したのでは、投資家や貸し手等は疑心暗鬼になって資金の拠出を避けるようになり、信用不安をかえって増幅する。
- ◎ IASBの10月13日の改正は、EUという特定の地域の金融機関という特定の業種の意向を反映するため、正規のデュープロセスを経ずに決定した「筋の悪い」見直しである。会計基準のコンバージェンスが求められる状況にあるからといっても、それを理由にこのような質の悪い見直しに迎合したのでは、投資家のための情報開示という財務諸表の本来の目的に反することになる。このような見直しに迎合した場合、たとえ質の悪い会計基準であっても、IASBの基準であればそれに従うという慣例を生むことになり、将来に禍根を残すものと思われる。

論点1 売買目的有価証券からその他有価証券への振替

- ◎ 「その他有価証券」は、例えば金融機関では、ALMの補完として運用されるものであり、価格変動で収益を得る「売買目的」とは、本来的にその目的が異なる。目的が異なるもの間での安易な振替を認めるべきではない。
- ◎ 「売買目的」から「その他」への変更を安易に認めると、減損に該当するほどではないものの、価格が下落しており今後も低迷が予定されるような債券を「売買目的」から「その他」に振り替え、振替後の価格の下落を損益に反映しないようにする行為が頻発する可能性がある。そのような処理が行われれば、銀行は含み損を抱え込むことになり財務内容は毀損していく。
- ◎ 「まれな状況」においてのみ振替を認めるとしても、その「まれな状況」の解釈に幅が生じる可能性がある。「ほとんど起こりえない」とする解釈もあれば、現在のような状況は「まれな状況」に該当しほとんどフリーハンドで変更が可能とする解釈もあるかもしれない。そのようなあいまいな基準で分類変更を認めるのは問題である。
- ◎ 金融機関の内部取引の機動的な活用のため、分類変更を認めるべきとの意見もあるかもしれない。しかし、トレーディング勘定とバンキング勘定間の内部取引のニーズがあるのは、主としてデリバティブであり、内部取引が行われる理由も外部取引でALMニーズにあったデリバティブを調達することが困難であるとか、別々にデリバティブ取引を行ったのでは管理コストが増加するなどの理由であろうと思われる。しかし、相対取引中心のデリバティブと異なり、有価証券の場合は、その目的から判断して、もともとマーケットで取引されているものが「売買目的有価証券」に分類されているはずである。したがって、「売買目的有価証券」に分類されている有価証券は、外部からも容易に調達可能であり、内部の「売買目的有価証券」勘定から調達してくる必要性はほとんど無いと思われる。また、「売買目的」から「その他」に変更する場合は、時価による処理となるため、調達コストも外部との取引による場合と変わらないと思われる。もし、時価と異なる価格で振り替えるとしたら、それは利益操作に他ならないであろう。

論点2 売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替

- ◎ 「満期保有目的の債券」は損益だけでなく、貸借対照表においても時価が反映されない。したがって、「売買目的」から「満期保有目的」への振替は、「売買目的」から「その他」への振替以上に財務情報の操作の余地が多く、安易にその振替を認めるべきではない。
- ◎ 「売買目的」から「満期保有目的」への変更を安易に認めると、減損に該当するほどではないものの、価格が下落しており今後も低迷が予定されるような債券を「売買目的」から「満期保有目的」に振り替え、振替後の価格の下落を損益及び貸借対照表に反映しないようにする行為が、「売買目的」から「その他」への振替以上に頻発する可能性がある。そのような取引が行われれば、銀行は含み損を抱え込むことになり財務内容は毀損していく。

- ◎ 「まれな状況」においてのみ振替を認めるとしても、その「まれな状況」の解釈に幅が生じる可能性がある。「ほとんど起こりえない」とする解釈もあれば、現在のような状況は「まれな状況」に該当し金融機関はほとんどフリーハンドで変更が可能とする解釈もあるかもしれない。そのようなあいまいな基準で分類変更を認めるのは問題である。

論点3 その他有価証券から満期保有目的の債券への振替

- ◎ 「その他」から「満期保有目的」に分類を変更すれば、変更後の債券の時価の変動は損益のみならず、貸借対照表にも反映されなくなる。わが国の場合、企業や金融機関が「その他」の分類で保有する有価証券は「売買目的」や「満期保有」で保有されている有価証券よりも圧倒的に多い。したがって、「その他」から「満期保有目的」への振替が安易に認められた場合、債券等に関しては、実質的に時価会計を凍結したのと同じ効果を生むことになってしまう。その弊害は、「売買目的」から「その他」、「売買目的」から「満期保有目的」への振替を認めるよりもはるかに大きいものと思われる。
- ◎ 「その他」から「満期保有目的」への変更を安易に認めた場合、減損に該当するほどではないものの、価格が下落している債券を「その他」から「満期保有目的」に振り替え、振替後の価格の下落を財務諸表に反映しないようにする行為が、頻発する可能性がある。しかも、IASBの基準に合わせるとすれば、「その他」から「満期保有」に変更した場合の振替時の時価と償却原価との差額は、満期まで償却していくことになるため、振替時点で生じていた評価損も振替時に一括計上するのではなく満期まで損益計上が繰り延べられてしまう。また、銀行等の金融機関の場合、「その他」から「満期保有」に分類を変更することにより、振替後に生じた評価差損をTier1自己資本から控除しなくてもよくなる（特に国内基準適用行の場合は評価差益が出た場合は当該差益をTier2自己資本には入れられないので、「満期保有」にして評価差損による減少を回避するインセンティブが働く）。そのため、「売買目的」から「その他」、「売買目的」から「満期保有目的」以上に、振替が頻発する可能性がある。
- ◎ したがって、「その他」から「満期保有」への分類変更は、「売買目的」から「その他」、「売買目的」から「満期保有目的」への変更以上に、厳しく制約する必要がある。

論点4 適用時期

- ◎ 仮に、分類の変更が認められたとしても、その適用は遡及すべきではない。遡及適用を認めれば、振替時の時価以外での振替が可能となり、企業により振替後の帳簿価額の操作が可能となってしまう。

その他

◎仮に、分類の変更が認められた場合、時価で一旦売却し、新たに対象債券を取得したのと同様に処理をするべきである。そのような処理を行った事実と理由、対象債券の種類、金額等についても詳細に開示をすべきである。